

別表第2 (第5条関係) (平4 運令1・平6 運令14・平6 運令43・平11 運令13・平12 運令15・平13 国交令148・平14 国交令68・平14 国交令105・平15 国交令115・平17 国交令17・平18 国交令59・平18 国交令77・平21 国交令30・平31 国交令15・一部改正)

第1号表

貸借対照表
財務諸表
年 月 日
資 産 の 部
事業者名

I	流動資産	
1	現金及び預金	×××
2	受取手形	×××
3	未収運賃	×××
4	未収金	×××
5	未収収益	×××
6	短期貸付金	×××
7	有価証券	×××
8	貯蔵品	×××
9	前払金	×××
10	前払費用	×××
11	特定都市鉄道整備積立金	×××
12		×××
13	その他の流動資産	×××
14	貸倒引当金	×××
	流動資産合計	×××
II	固定資産	

A 鉄道事業固定資産					
1	有形固定資産		× × ×		
	減価償却累計額		<u>× × ×</u>	× × ×	
2	無形固定資産			<u>× × ×</u>	× × ×
B (何) 業固定資産					
1	有形固定資産		× × ×		
	減価償却累計額		<u>× × ×</u>	× × ×	
2	無形固定資産			<u>× × ×</u>	× × ×
C 各事業関連固定資産					
1	有形固定資産		× × ×		
	減価償却累計額		<u>× × ×</u>	× × ×	
2	無形固定資産			<u>× × ×</u>	× × ×
D その他の固定資産					
2	無形固定資産			<u>× × ×</u>	× × ×
E 建設仮勘定					
1	鉄道事業			× × ×	
2	(何) 業			<u>× × ×</u>	× × ×
F 投資その他の資産					
1	関係会社株式			× × ×	
2	投資有価証券			× × ×	
3	関係会社出資金			× × ×	
4	出資金			× × ×	
5	長期貸付金			× × ×	
6	長期前払費用			× × ×	

7	繰延税金資産	×	×	×	
8	・ ・ ・ ・ ・	×	×	×	
9	その他の投資等	×	×	×	
10	貸倒引当金	×	×	×	
	固定資産合計		×	×	×
III	繰延資産				
1	災害損失等繰延額	×	×	×	
2	・ ・ ・ ・ ・	×	×	×	
	繰延資産合計		×	×	×
	資産合計				×
					×
					×
IV	流動負債				
1	支払手形	×	×	×	
2	短期借入金	×	×	×	
3	1年以内償還社債	×	×	×	
4	未払金	×	×	×	
5	未払費用	×	×	×	
6	未払法人税等	×	×	×	
7	預り連絡運賃	×	×	×	
8	預り金	×	×	×	
9	前受運賃	×	×	×	
10	前受金	×	×	×	
11	前受収益	×	×	×	

負債の部

12	(何) 引当金	× × × ×	
13	資産除去債務	× × × ×	
14	・ ・ ・ ・ ・	× × × ×	
15	その他の流動負債	<u>× × × ×</u>	
	流動負債合計		× × × ×
V 固定負債			
1	社債	× × × ×	
2	長期借入金	× × × ×	
3	繰延税金負債	× × × ×	
4	のれん	× × × ×	
5	新幹線鉄道大規模改修引当金	× × × ×	
6	(何) 引当金	× × × ×	
7	資産除去債務	× × × ×	
8	・ ・ ・ ・ ・	× × × ×	
9	その他の固定負債	<u>× × × ×</u>	
	固定負債合計		× × × ×
VI 特別法上の準備金			
1	特定都市鉄道整備準備金	× × × ×	
	特別法上の準備金合計		<u>× × × ×</u>
	負債合計		<u><u>× × × ×</u></u>

VII 株主資本	純 資 産 の 部
----------	-----------

1	資本金			×	×	×
2	新株式申込証拠金			×	×	×
3	資本剰余金					
	(1) 資本準備金	×	×	×		
	(2) その他資本剰余金	×	×	×		
	資本剰余金合計			×	×	×
4	利益剰余金					
	(1) 利益準備金	×	×	×		
	(2) その他利益剰余金					
	(何) 積立金	×	×	×		
	繰越利益剰余金	×	×	×		
	利益剰余金合計			×	×	×
5	自己株式			×	×	×
6	自己株式申込証拠金			×	×	×
	株主資本合計			×	×	×
VII	評価・換算差額等					
1	その他有価証券評価差額金			×	×	×
2	繰延ヘッジ損益			×	×	×
3	土地再評価差額金			×	×	×
	評価・換算差額等合計			×	×	×
IX	新株予約権					
	純資産合計			×	×	×

負債純資産合計

×××

備考

- 1 鉄道事業（軌道事業を除く。）と併せて軌道事業を営む場合には、鉄道事業固定資産及び建設仮勘定をその事業ごとに記載する。
- 2 鉄道事業以外の事業を兼営する場合には、（何）業固定資産を主要な事業ごとに記載する。
- 3 不動産業、物品販売業、製造工業等を兼営する場合には、各部の項目について一般の商工業の例にならって別の科目を設けることができる。
- 4 期限が決算期後１年以内となつた長期借入金は、短期借入金の次に「１年以内に返済する長期借入金」として表示することができる。
- 5 会社法第435条第２項の規定により作成する場合には、様式を勘定式とすることができる。
- 6 会社法第435条第２項の規定により作成する場合には、各有形固定資産に対する減価償却累計額は、当該各有形固定資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各有形固定資産の金額として表示することができる。
- 7 会社計算規則第118条第４項の規定により固定資産の部の各事業の固定資産の款を細分する科目の記載を省略する場合又は前項の規定により減価償却累計額を控除した残額のみを記載する場合は、各事業の有形固定資産ごとに、又はこれらを一括して減価償却累計額を注記しなければならない。
- 8 会社法第435条第２項の規定により作成する場合には、各有形固定資産に対する減損損失累計額は、９及び10の規定による場合のほか、当該各有形固定資産の金額（６の規定により有形固定資産に対する減価償却累計額を当該有形固定資産の金額から直接控除しているときは、その控除後の金額）から直接控除し、その控除残高を当該各有形固定資産の金額として表示しなければならない。
- 9 減価償却を行う各有形固定資産に対する減損損失累計額は、当該各有形固定資産の項目に対する控除項目として、減損損失累計額の項目をもつて表示することができる。ただし、これらの有形固定資産に対する控除項目として一括して表示することを妨げない。

- 10 9の規定により減価償却累計額及び減損損失累計額を控除項目として表示する場合には、減損損失累計額を減価償却累計額に合算して、減価償却累計額の項目をもつて表示することができる。
- 11 投資その他の資産の部に記載すべき繰延税金資産と固定負債の部に記載すべき繰延税金負債とがある場合には、その差額を繰延税金資産又は繰延税金負債として記載しなければならない。
- 12 自己株式は控除する形式で記載しなければならない。

第2号表

損益計算書
年 月 日から 年 月 日まで

事業者名

I 鉄道事業営業利益

1 営業収益

- (1) 旅客運輸収入
- (2) 貨物運輸収入
- (3) 鉄道線路使用料収入
- (4) 鉄道線路譲渡収入
- (5) 運輸雑収

2 営業費

- (1) 運送費
- (2) 案内宣伝費
- (3) 厚生福利施設費
- (4) 一般管理費
- (5) 諸税
- (6) 減価償却費

鉄道事業営業利益 (又は鉄道事業営業損失)

II (何) 業営業利益

1 営業収益

- (1)
- (2)

費業者 2

$$\begin{pmatrix} 1 \\ \vdots \\ \vdots \\ \vdots \\ \vdots \\ \vdots \end{pmatrix}$$
$$\begin{pmatrix} \mathbb{N} \\ \vdots \end{pmatrix}$$

(何)業營業利益 (又は) (何)業營業損失

全事業營業利益（又は全事業營業損失）

III 營業外收益

1 受取利息・割引金

2 有価証券利息

3 受取配当金

4 有価証券売却益

5 有価証券評価益

6 物品売却益

7 土地物件貸付料

•
•
•
•
•

9 雜收入

IV 營業外費用

1 支払利息・割引料

2 社債利息

3 有価証券売却損

4 有價証券評價損

5 物品売却損

9. • • • • •

7 雜支出

経常利益（又は経常損失）

×××

I 特別利益

1	固定資産売却益	×	×	×
2	前期損益修正益	×	×	×
3	負のれん発生益	×	×	×
4	補助金	×	×	×
5	鉄道施設受贈財産評価額	×	×	×
6	鉄道施設建設受入寄附金	×	×	×
7	特定都市鉄道整備準備金取崩額	×	×	×
8	・・・	×	×	×

×××

II 特別損失

1	固定資産売却損	×	×	×
2	減損損失	×	×	×
3	前期損益修正損	×	×	×
4	臨時損失	×	×	×
5	除却費	×	×	×
6	災害損失等繰延額償却	×	×	×
7	特定都市鉄道整備準備金繰入額	×	×	×
8	・・・	×	×	×

×××

税引前当期純利益（又は税引前当期純損失）

×××

法人税、住民税及び事業税

×××

法人税等調整額

×××

当期純利益（又は当期純損失）

×××

備考

- 1 鉄道事業（軌道事業を除く。）と併せて軌道事業を営む場合には、鉄道事業営業利益をその事業ごとに記載する。
- 2 鉄道事業以外の事業を兼営する場合には、（何）業営業利益を主要な事業ごとに記載する。
- 3 不動産業、物品販売業、製造工業等を兼営する場合には、当該兼業の営業利益について一般の商工業の例にならって記載する。
- 4 会社法第435条第2項の規定により作成する場合には、営業外収益、営業外費用、特別利益及び特別損失の数を細分する科目をその性質を示す適当な名称を付した科目で記載することができる。

第3号表

株主資本等変動計算書
 年 月 日から 年 月 日まで
 事業者名

	株 主 資 本						評価・換算差額等			
	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			その他の評価・換算差額等		株純資産計	
	資本金	資本剰余金	資本剰余金計	利益剰余金	利益剰余金計	自己株式	その他有価証券評価差額金	繰上地価換算差額等	新株予約権	
当期首残高	×××	×××	×××	×××	×××	△××	×××	×××	×××	×××
当期変動額										
新株の発行	×××	×××	×××							×××
剰余金の配当				×××	△××	△××				△××
当期純利益					×××					×××
自己株式の処分						×××				×××
×××××										
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							×××	×××	×××	×××
当期変動額合計	×××	×××	—	×××	—	×××	×××	×××	×××	×××
当期末残高	×××	×××	×××	×××	×××	△××	×××	×××	×××	×××

備考

- 1 その他利益剰余金については、その内訳科目の当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各金額を注記により開示することができる。この場合、その他利益剰余金の当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載する。
- 2 評価・換算差額等については、その内訳科目の当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各金額を注記により開示することができる。この場合、評価・換算差額等の当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載する。
- 3 各合計欄の記載は省略することができる。
- 4 当期首残高については、会社計算規則第2条第3項第59号に規定する週及適用又は同項第64号に規定する誤謬^{ごご}の訂正をした場合には、当期首残高及びこれに対する影響額を記載する。
- 5 株主資本の各項目の変動事由及びその金額の記載は、概ね貸借対照表における記載の順序による。
- 6 株主資本以外の各項目は、当期変動額を純額で記載することに代えて、変動事由ごとにその金額を株主資本等変動計算書又は注記により表示することができる。また、変動事由ごとにその金額を株主資本等変動計算書に記載する場合には、概ね株主資本の各項目に係る変動事由の次に記載する。
- 7 新株申込証拠金については資本金の次に、自己株式申込証拠金については自己株式の次に別の区分を設けて記載しなければならない。

第3号表の2

注記
年 月 日から 年 月 日まで

- 一 継続企業の前提に関する注記
- 二 重要な会計方針に係る事項に関する注記
- 三 会計方針の変更に関する注記
- 四 表示方法の変更に関する注記
- 五 会計上の見積りの変更に関する注記
- 六 誤謬^{ごみょう}の訂正に関する注記
- 七 貸借対照表に関する注記
- 八 損益計算書に関する注記
- 九 株主資本等変動計算書に関する注記
- 十 税効果会計に関する注記
- 十一 リースにより使用する固定資産に関する注記
- 十二 金融商品に関する注記
- 十三 賃貸等不動産に関する注記
- 十四 持分法損益等に関する注記
- 十五 関連当事者との取引に関する注記
- 十六 一株当たり情報に関する注記
- 十七 重要な後発事象に関する注記
- 十八 連結配当規制適用会社に関する注記
- 十九 収益認識に関する注記
- 二十 その他の注記

備考

- 1 会社計算規則第98条第2項第1号に規定する会計監査人設置会社以外の株式会社（公開会社を除く。）にあつては一、五、七、八及び十から十八までに掲げる項目を、同項第2号に規定する会計監査人設置会社以外の公開会社にあつては一、五、十四及び十八に掲げる項目を、同項第3号に規定する会計監査人設置会社であつて会社法第444条第3項に規定するもの以外の株式会社にあつては十四に掲げる項目を表示することを要しない。
- 2 この表は、会社計算規則第99条から第116条までの規定の定めるところにより記載する。
- 3 貸借対照表に関する注記は、会社計算規則第103条に規定する事項のほか、次に掲げる事項とする。
 - (1) 新幹線鉄道大規模改修引当金は、全国新幹線鉄道整備法第17条第1項の規定により計上していること。
 - (2) 特定都市鉄道整備準備金は、特定都市鉄道整備促進特別措置法第8条の規定により計上していること。
 - (3) 特定都市鉄道整備積立金は、特定都市鉄道整備促進特別措置法第6条第1項及び第2項の規定により指定法人に積み立てていること及び当該指定法人の名称並びに同法第7条の規定により特定都市鉄道工事の工事費の支出に充てること及び当該特定都市鉄道工事の名称。
- 4 損益計算書に関する注記は、会社計算規則第104条に規定する事項のほか、全国新幹線鉄道整備法第17条第1項の規定による新幹線鉄道大規模改修引当金繰入額及び全国新幹線鉄道整備法施行規則第14条第1項の規定による新幹線鉄道大規模改修引当金取崩額を計上する場合にあつては、その金額とする。
- 5 この表に記載すべき注記は、当該注記に係る事項が記載されている表の末尾に記載することをもってこの表に代えることができる。

1 有形固定資産									
(1)	土地	× × ×	× ×	× ×	× × ×	—	—	× × ×	
(2)	建物	× × ×	× ×	× ×	× × ×	× ×	× ×	× × ×	
(3)	・ ・ ・ ・ ・	× × ×	× ×	× ×	× × ×	× ×	× ×	× × ×	× × ×
合計		<u>× × ×</u>	<u>× ×</u>	<u>× ×</u>	<u>× × ×</u>	<u>× ×</u>	<u>× ×</u>	<u>(× × ×)</u>	
2 無形固定資産									
(1)	借地権	× × ×	× ×	× ×	× × ×				
(2)	・ ・ ・ ・ ・	× × ×	× ×	× ×	× × ×			× × ×	
合計		<u>× × ×</u>	<u>× ×</u>	<u>× ×</u>	<u>(× × ×)</u>				

備考

- 1 鉄道事業（軌道事業を除く。）と併せて軌道事業を営む場合には、鉄道事業固定資産をその事業ごとに記載する。
- 2 各事業関連固定資産については、適正な基準により鉄道事業配賦分を計算し、当該金額を有形固定資産については「差引期末簿価」の欄の括弧内に、無形固定資産については「期末残高」の欄の括弧内にそれぞれ内数として記載する。
- 3 各事業関連固定資産の主なもの及び配賦基準を脚注に記載する。
- 4 信託車両又は信託設備動産があるときはその種別ごとの数及び信託価額を、借入車両があるときはその種別ごとの数を脚注に記載する。
- 5 当期増加額及び当期減少額のうち重要なものについては、その明細を脚注に記載する。
- 6 「第1号表 貸借対照表」を同表備考8の規定により表示している場合には、当該事業年度の減損損失の金額は「当期減少額」の欄に内書（括弧書）として記載し、「期末残高」の欄は減損損失控除後の金額を記載する。
- 7 「第1号表 貸借対照表」を同表備考9の規定により表示している場合には、当該事業年度の減損損失の金額は「当期償却額」の欄に内書（括弧書）として記載し、減損損失累計額は「減価償却累計額」の欄と「当期償却額」の欄の間に「減損

損失累計額」の欄を設けて記載する。

8 「第1号表 貸借対照表」を同表備考10の規定により表示している場合には、当該事業年度の減損損失の金額は「当期償却額」の欄に内書（括弧書）として記載し、「減価償却累計額」の欄に減損損失累計額を含めて記載する。この場合には、「減価償却累計額」の欄に、減損損失累計額が含まれている旨を脚注に記載する。

9 当該事業年度の無形固定資産に対する減損損失の金額は、「当期減少額」の欄に内書（括弧書）として記載し、「期末残高」の欄は、減損損失控除後の金額を記載する。

第5号表

減価償却費明細表
年 月 日から 年 月 日まで

I 鉄道事業固定資産									
1 有形固定資産									
A 運送施設									
	取得価額	当期償却額	当期償却範囲額	当期償却過不足額	償却累計額	償却累計率	当期末簿価	償却過不足累計額	
(1) 建物	× ×	× ×	× ×	× ×	× ×	× ×	× ×	× ×	
(2) 構築物	× ×	× ×	× ×	× ×	× ×	× ×	× ×	× ×	
(3) 車両	× ×	× ×	× ×	× ×	× ×	× ×	× ×	× ×	
(4) 機械装置	× ×	× ×	× ×	× ×	× ×	× ×	× ×	× ×	
(5) 工具・器具・備品	× ×	× ×	× ×	× ×	× ×	× ×	× ×	× ×	
(計)	(× ×)	(× ×)	(× ×)	(× ×)	(× ×)	(× ×)	(× ×)	(× ×)	
B 案内宣伝施設									
合計	× ×	× ×	× ×	× ×	× ×	× ×	× ×	× ×	
2 無形固定資産	× ×	× ×	× ×	× ×	× ×	× ×	× ×	× ×	
(1) のれん	× ×	× ×	× ×	× ×	× ×	× ×	× ×	× ×	
(2)	× ×	× ×	× ×	× ×	× ×	× ×	× ×	× ×	
合計	× ×	× ×	× ×	× ×	× ×	× ×	× ×	× ×	
II 各事業関連固定資産									
1 有形固定資産									
(うち鉄道事業配賦分)	× ×	× ×	× ×	× ×	× ×	× ×	× ×	× ×	
	(× ×)	(× ×)	(× ×)		(× ×)				

2 無形固定資産	<u>×</u> <u>×</u>	<u>×</u> <u>×</u>	<u>×</u> <u>×</u>	<u>×</u> <u>×</u>	<u>×</u> <u>×</u>	<u>×</u> <u>×</u>	<u>×</u> <u>×</u>
(うち鉄道事業配賦分)		(<u>×</u> <u>×</u>)	(<u>×</u> <u>×</u>)				
参考 当期償却額(a)		<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>					
当期償却範囲額(b)		<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>					
a の b に対する割合			%				

備考

- 1 鉄道事業（軌道事業を除く。）と併せて軌道事業を営む場合には、鉄道事業固定資産及び鉄道事業配賦分をその事業ごとに記載する。
- 2 当期償却範囲額の欄には、法人税法（昭和40年法律第34号）の規定による所得の計算上損金に算入すべき固定資産の償却額を記載する。ただし、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の規定による特別償却額（割増償却額を含む。）を含まない。
- 3 償却累計率は、償却累計額の取得価額に対する割合を記載する。
- 4 償却過不足累計額は、法人税法の規定による所得の計算上損金に算入される償却過不足額の累計額を記載する。
- 5 参考の当期償却額(a)及び当期償却範囲額(b)は、鉄道事業固定資産に係るもの及び各事業関連固定資産に係るもののうち鉄道事業配賦分の合計額を記載する。
- 6 当期償却額が当期償却範囲額を上回る場合において、租税特別措置法の規定による特別償却額（割増償却額を含む。）があるときは、その額及び内容を脚注に記載する。
- 7 有形固定資産の償却方法を脚注に記載する。

第6号表

建設仮勘定明細表
年 月 日から 年 月 日まで

工 事 件 名			期 首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	期 末 残 高	摘 要
鉄 道 事 業							
	計						
(何)							
	計						
業							
	計						
合 計							

備考

- 1 鉄道事業（軌道事業を除く。）と併せて軌道事業を営む場合には、軌道事業の欄を設けて記載する。
- 2 当期減少額のうち費用若しくは損失又は貯蔵品への振替等有形固定資産以外への振替で相当額のものが含まれている場合には、その旨及び金額を摘要欄に記載する。
- 3 当期増加額のうち建設に充当した借入金利息の算入がある場合には、金額を脚注に記載する。

第7号表

鉄道事業営業収益明細表
年 月 日から 年 月 日まで

I 旅客運輸収入		
1 定期外運賃・料金	××××	
2 定期運賃・料金	×××	
3 手小荷物運賃・料金	<u>×××</u>	
計		×××
II 貨物運輸収入		
1 コンテナ運賃・料金	×××	
2 車扱運賃・料金	<u>×××</u>	
計		×××
III 鉄道線路使用料収入		×××
IV 鉄道線路譲渡収入		×××
V 運輸雑収		×××
1 専用線使用料	××	
2 駅共同使用料	××	
3 車両使用料	××	
4 土地物件賃付料	××	
5 広告料	××	
6 構内営業料	××	
7 旅客雑入	××	

8	貨物雑入	×××
9	・・・・・・	×××
10	雑入	×××

計		<u>×××</u>
---	--	------------

鉄道事業営業収益合計		<u>×××</u>
------------	--	------------

備考

- 1 鉄道事業（軌道事業を除く。）と併せて軌道事業を営む場合には、その事業ごとに記載する。
- 2 貨物割戻料があつたときは、その旨及び金額を脚注に記載する。

第8号表

鉄道事業営業費明細表					
年 月 日から		年 月 日まで		計	
		人件費	経費	(うち修繕費)	(うち動力費)
I	運送費				
1	線路保存費	×××	×××	(×××)	×××
2	電路保存費	×××	×××	(×××)	×××
3	車両保存費	×××	×××	(×××)	×××
4	運転費	×××	×××		×××
5	運輸費	×××	×××	(×××)	×××
6	保守管理費	×××	×××		×××
7	輸送管理費	×××	×××		×××
	計	×××	×××	(×××)	×××
II	案内宣伝費	×××	×××	(×××)	×××
III	厚生福利施設費	×××	×××	(×××)	×××
	厚生福利施設収入				(×××)
	差引計				(×××)
IV	一般管理費	×××	×××	(×××)	×××
V	諸税	×××	×××	(×××)	×××
	計	×××	×××	(×××)	×××
VI	減価償却費				×××
	鉄道事業営業費合計	×××	×××	(×××)	×××
	(百分比)	××%	××%	(××%)	(××%)
	厚生福利施設収入				××%

差引|鉄道事業営業費合計

××××

鉄道事業営業収益に対する営業費の割合

%

備考

- 1 鉄道事業（軌道事業を除く。）と併せて軌道事業を営む場合には、その事業ごとに記載する。
- 2 厚生福利施設収入は、厚生福利施設費から控除の形式で表示する。
- 3 鉄道線路使用料があつたときは、その旨及び金額を脚注に記載する。
- 4 全国新幹線鉄道整備法第17条第1項の規定により計上する新幹線鉄道大規模改修引当金繰入額及び全国新幹線鉄道整備法施行規則第14条第1項の規定により計上する新幹線鉄道大規模改修引当金取崩額については、その金額を脚注に記載する。

第9号表

財 団 抵 当 借 入 金 明 細 表
年 月 日から 年 月 日まで

借 入 先 名	期 首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	期 末 残 高	利 率	返 済 期 限	摘 要
鉄道借入金 財団抵							
	計						
(何)借入金 (財団抵当							
	計						
合 計				()			

備考

- 1 鉄道事業（軌道事業を除く。）と併せて軌道事業を営む場合には、軌道財団抵当借入金の欄を設けて記載する。
- 2 摘要欄には次の事項を記載する。
 - (1) 借入金の使途
 - (2) 当期増加額及び当期減少額のうち重要なものについては、その理由及び金額
- 3 契約期間1年以上の財団抵当借入金で期限が決算期後1年以内となったものについては、当該金額を期末残高の括弧内に記載する。

第10号表

諸税明細表
年 月 日から 年 月 日まで

I 国税		
1 印紙税	××××	
2 登録免許税	×××	
3	<u>×××</u>	
計		×××
II 地方税		
1 事業税	×××	
2 固定資産税	×××	
3 都市計画税	×××	
4	×××	
5 雑税	<u>×××</u>	
計		×××
III 諸公課		
.	<u>×××</u>	
計		×××
諸税合計		<u>×××</u>
参考		
法人税		×××
道府県民税 (都民税)		×××
市町村民税 (特別区民税)		×××

地方税法第72条第3号に規定する所得割

.....

××××

×××

備考

法人税、道府県民税（都民税）、市町村民税（特別区民税）、地方税法第72条第3号に規定する所得割等は、当該事業年度に係るものとして事業者が申告し又は更正若しくは決定を受けた各税金の総額を記載する。